

# 参考資料

## 1 会議設置要綱

### (1) 志木市健康づくり市民推進協議会

#### 志木市健康づくり市民推進協議会設置要綱

平成17年6月3日

告示第76号

改正 平成25年4月1日告示第105号

平成26年9月30日告示第220号

平成28年6月3日告示第123号

平成29年3月24日告示第55号

(設置)

第1条 すべての市民が健康で充実した生活を過ごすことができる地域社会の実現を目指す  
いは健康21プラン及び市の健康づくり関連事業を推進するため、志木市健康づくり市民  
推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進計画、歯科口腔保健計画、食育推進計画及び自殺対策計画の策定及び評  
価に関すること。
- (2) 健康の保持及び増進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱す  
る。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共団体の代表
- (3) 行政機関の職員
- (4) 教育機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代  
理する。

(会議)

第5条 協議会は会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び資料の提出を求めることができ  
る。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

(会議の記録等)

第7条 健康福祉部健康政策課長(次項において「課長」という。)は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行規則)

第1条 この告示は、平成17年6月3日から施行する。

(健康・体力増進市民運動推進要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 健康・体力増進市民運動推進要綱等(昭和54年3月1日制定)
- (2) 志木市健康・体力づくり推進協議会運営要綱(昭和54年3月1日制定)
- (3) 志木市日本一の健康都市づくり市民推進委員会設置要綱(平成15年7月28日制定)

(委員の任期に関する経過措置)

第3条 この告示の施行の日の前日において次に掲げる従前の協議会その他の機関の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの要綱の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1) 志木市健康・体力づくり推進協議会
- (2) 志木市日本一の健康都市づくり市民推進委員会

(志木市健康づくり市民推進協議会の委員の任期の特例)

第4条 この告示の施行後最初に委嘱される志木市健康づくり市民推進協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第105号)

この告示は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年告示第220号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第55号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## (2)志木市自殺予防対策庁内連絡会議

### 志木市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

平成27年6月18日

制定

改正 平成28年3月8日

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、志木市自殺予防対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺予防対策に係る関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺予防対策に係る情報収集及び調査に関すること。
- (3) 自殺予防対策の研修及び啓発に関すること。
- (4) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自殺予防対策に係る必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課等の職員のうち、所属長が指名する者をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、健康福祉部健康増進センター所長の職にある者をもって充てる。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に会議を構成する者以外の者の出席を求めてその者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉部健康増進センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平28. 3. 8・一部改正)

企画部	政策推進課人権推進室
	人事課
総務部	収納管理課
市民生活部	総合窓口課
	産業観光課
健康福祉部	福祉課
	長寿応援課
	子ども家庭課
	児童発達相談センター
	健康政策課
	健康増進センター
	保険年金課
上下水道部	上下水道総務課
教育委員会教育政策部	学校教育課
	教育サポートセンター

## 2 計画策定までの経過

### (1)志木市健康づくり市民推進協議会

回数	開催日	検討内容
平成29年度		
第1回	平成29年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろは健康21プラン(第3期)・食育推進計画、歯と口腔の健康プランの概要について</li> <li>○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定に向けて</li> <li>○自殺対策計画の策定に向けて</li> </ul>
第2回	平成29年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期いろは健康21プランの策定に係る改定方針(案)の検討について</li> <li>○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査について</li> </ul>
第3回	平成29年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺対策計画策定に係る市民意識調査について</li> <li>○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査について</li> </ul>
第4回	平成29年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査について</li> <li>○自殺対策計画策定に係る市民意識調査について</li> </ul>
第5回	平成30年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期いろは健康21プランの策定に係る市民健康意識調査の結果報告について</li> <li>○いろは健康21プラン(第3期)/食育推進計画/歯と口腔の健康プランの指標について</li> <li>○自殺対策計画策定に係る市民意識調査の結果報告について</li> </ul>
平成30年度		
第1回	平成30年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定に向けて</li> <li>○自殺対策計画策定に向けて</li> </ul>
第2回	平成30年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の策定に向けて(行動目標および指標の設定等)</li> <li>○(仮称)市民のこころと命を守るほっとプランについて(課題や主な事業)</li> </ul>
第3回	平成30年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案について</li> <li>○(仮称)市民のこころと命を守るほっとプランの素案について</li> </ul>
第4回	平成30年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案について</li> <li>○市民のこころと命を守るほっとプランの素案について</li> </ul>
第5回	平成31年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いろは健康21プラン(第4期)/志木市食育推進計画(第2期)/志木市歯と口腔のプラン(第2期)の素案の意見公募結果について</li> <li>○市民のこころと命を守るほっとプランの素案の意見公募結果について</li> </ul>

## (2)志木市自殺予防対策庁内連絡会議

回数	開催日	検討内容
平成29年度		
第1回 (代表者)	平成29年5月26日	○自殺対策推進の経緯と今後の流れ ○志木市における自殺の現状
第2回 (担当者)	平成29年7月28日	○志木市の自殺予防対策について ○グループワーク「これからの志木市の自殺予防対策について」
第3回 (担当者)	平成29年10月19日	○志木市自殺対策計画策定に係る市民意識調査について
第4回 (担当者)	平成30年3月19日	○自殺対策計画策定に係る市民意識調査結果報告
平成30年度		
第1回 (代表者)	平成30年5月22日	○志木市における自殺の現状 ○志木市自殺対策計画策定に係る市民意識調査結果について
第2回 (担当者)	平成30年7月24日	○志木市の自殺対策計画について
第3回 (担当者)	平成31年2月5日	○志木市の自殺対策計画について

注1)「代表者」は関係課課長、「担当者」は関係課職員を指します。

注2)上記会議の他、関係課にヒアリングを実施しました。

## (3)志木市健康福祉施策庁内推進会議

回数	開催日	検討内容
平成30年度		
第1回	平成30年10月17日	○市民のこころと命を守るほっとプラン(志木市自殺対策計画)素案について

## (4)庁議の開催経過

回数	開催日	検討内容
平成30年度		
第1回	平成30年11月13日	○市民のこころと命を守るほっとプラン(志木市自殺対策計画)素案について(意見公募)
第2回	平成31年1月15日	○市民のこころと命を守るほっとプラン(志木市自殺対策計画)素案の意見公募結果について
第3回	平成31年2月12日	○市民のこころと命を守るほっとプラン(志木市自殺対策計画)の策定について

## (5)市民意見公募(パブリックコメント)の実施結果

### ①意見公募期間

平成 30 (2018) 年 12 月 1 日 (土) ~平成 31 (2019) 年 1 月 4 日 (金)

### ②素案の公表場所

健康政策課、健康増進センター、柳瀬川・志木駅出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、総合福祉センター、市民体育館

### ③意見募集状況

意見件数 0 件

### 3 志木市健康づくり市民推進協議会委員名簿

任期：2017(平成29)年4月1日～2019(平成31)年3月31日

No.	選出区分	氏名	所属団体
1	識見を有する者	◎山下和彦	医療法人社団 至高会 たかせクリニック 地域医療研究部 部長(工学博士)
2		鎌田昌和	朝霞地区医師会志木支部
3		渡部日恵	朝霞地区歯科医師会志木支部
4		田代健	朝霞地区薬剤師会志木支部
5		西和江	埼玉県歯科衛生士会朝霞支部
6	市内の 公共団体の代表	谷合弘行	志木市社会福祉協議会
7		日東明子	志木市母子保健推進員連絡協議会
8		前野房子	志木市食生活改善推進員協議会
9		谷岡正吉	志木市町内会連合会
10		清水正子	志木市連合婦人会(2018年8月まで)
		荒野壽子	志木市連合婦人会(2018年9月から)
11		星野賢	志木市体育協会
12		○小山博久	志木市国民健康保険運営協議会(2018年12月まで)
		細沼明男	志木市国民健康保険運営協議会(2019年1月から)
13		新井弘	志木市老人クラブ連合会(2018年1月まで)
	小松喜六	志木市老人クラブ連合会(2018年2月から)	
14	金敷禎子	志木市民生委員・児童委員協議会	
15	木下武三	志木市立学校 PTA 連合会(2018年3月まで)	
	村田敬吾	志木市立学校 PTA 連合会(2018年4月から)	
16	行政機関の職員	赤羽尚子	埼玉県朝霞保健所(2018年3月まで)
		原田由美子	埼玉県朝霞保健所(2018年4月から)
17	教育機関の職員	川崎善一	志木市立小・中学校長会(2018年3月まで)
		齋地満	志木市立小・中学校長会(2018年4月から)
18	教育機関の職員	滝沢麻子	志木市養護教諭部会
19	その他市長が 適当と認める者	小松順子	いきいきサロン事業・ふれあいサロン運営委員会
20		大熊啓太	東上地区私立幼稚園協会志木支部長
21		飯田順一	志木市いろは健康21プラン推進事業実行委員会
22		濱田好江	NPO 法人クラブしっきーず

注)「◎」は会長、「○」は副会長